

「関東地方整備局 東京空港整備事務所 オープンカウンター方式試行実施要領」を次のように定める。

平成30年10月23日

東京空港整備事務所長

関東地方整備局東京空港整備事務所オープンカウンター方式 試行実施要領

(定義)

第1条 オープンカウンター方式とは、関東地方整備局東京空港整備事務所（以下、「当所」という。）が会計法（昭和22年3月31日法律第35号）第29条の3第5項に基づき実施する随意契約（以下、「少額随意契約」という。）において、見積書を徴取する相手方を特定することなく見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

(対象)

第2条 本要領は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第二号から第七号までに規定するもののうち、本方式によることが適当であると認められるものを対象に試行する。

(参加資格)

第3条 見積合わせに参加できる者は、次の各号に該当する者とする。

- 一 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 二 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、競争参加を希望する地域を「関東・甲信越地域」として競争参加資格を有している者又は当該競争参加資格を有していない者にあつては見積書提出期限までに競争参加資格の認定を受けていることを証明できる者であること。
- 三 見積合わせの時に関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- 四 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 五 会社更正法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(見積書の提出)

第4条 オープンカウンター方式による見積合わせを行うときは、その内容を記載した公示(別記様式1参照)を当所において紙及びホームページ上で閲覧に供するほか、電子調達システム上で公開する。また、紙による仕様書の受領を希望する者は、仕様書等受領書(別記様式2参照)を当所品質管理課に提出するものとする。

2 見積合わせに参加を希望する者は、本要領及び当所が提示する公示、仕様書を熟読のうえ見積しなければならない。

3 見積書は、別記様式3により作成するものとする。記載する金額は、当該契約に要する諸経費を含めた一切の合計金額を記載し、契約担当官等が示した日時までに、当所品質管理課に提出しなければならない。

なお、消費税及び地方消費税に係る課税事業者は消費税及び地方消費税を含めた見積金額を記載すること。

4 見積書の提出にあたっては、見積書を持参する場合は、見積書を封かんし、見積合わせに参加する者の商号又は名称、件名及び見積合わせ日時を記載して契約担当官等へ提出しなければならない。

見積書を郵送等により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に見積書在中の旨を朱書し、中封筒に見積合わせに参加する者の商号又は名称、件名及び見積合わせ日時を記載して契約担当官等あての親展で提出しなければならない。ただし、郵便又は「民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)」第2条第6号に規定する信書便に限る。なお、見積書提出期限までに到達しなかった見積書は無効とする。

5 見積合わせに参加する者は、その提出した見積書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(見積合わせ)

第5条 見積合わせは、公示に記載した日時に行う。その際、見積参加者の立ち会いは求めないものとする。

2 提出された見積書のうち、予定価格の制限に達した価格の見積が無いときは、見積に参加した者に対して、再度の見積書の提出を求めることがある。

3 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は再度の見積によっても予定価格の制限に達した価格の見積がないときは、オープンカウンター方式見積合わせは不成立とする。この場合においては、当所において別途選定した者に見積を依頼し、見積合わせを行うことができるものとする。

(見積の無効)

第6条 次の各号の一に該当する見積もりは、無効とする。

- 一 提出期限までに到着しない見積
- 二 参加資格のない者が行った見積
- 三 記名押印を欠く見積
- 四 金額を訂正した見積
- 五 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積
- 六 明らかに連合によると認められる見積
- 七 同一人を見積で金額の異なる二通以上の見積
- 八 前各号に掲げるほか、当所の指示に違反し、又は見積に関する必要な条件を具備していない見積

(契約の相手方の決定)

第7条 有効な見積を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の見積価格で、当所に最も有利になる見積を行った者を契約の相手方とする。

- 2 契約の相手方となるべき同価格の見積を行った者が二人以上あるときは、くじ引きで契約の相手方を決定するものとする。くじ引きの日程は、電話等で速やかに通知し、参加することができない場合は、その者に代わって当所の契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- 3 見積合わせの結果は、契約の相手方に決定した者のみに通知し、後日、当所閲覧室及びホームページ上で公開する。

(契約の締結)

第8条 契約の相手方は、契約書の作成を要する場合においては、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印し、契約の相手方に決定した日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）にこれを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、見積もりはその効力を失う。
- 3 契約の相手方は、契約書の作成を要しない場合においては、契約の相手方に決定した後、速やかに請書を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではない。
- 4 契約の相手方が契約を結ばないときは、損害賠償の請求を行うことがある。

(その他)

- 第9条 この要領に基づき見積書を提出した者は、見積書提出後に、本要領、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- 2 見積書作成及び提出等に係る費用は、すべて見積合わせに参加する者が負担するものとする。
 - 3 当所の都合により見積合わせを取りやめることがある。
 - 4 契約の相手方と決定された者は、納入物品がある場合には決定後速やかに内訳書を提出すること。
 - 5 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
 - 6 契約の相手方が正当な理由なく、業務を履行しない場合等不正又は不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止等を行うことがある。

(附 則)

本要領は、平成30年10月23日から適用する。

別記様式1（公示記載例）

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

東京空港整備事務所長 ○○ ○○

1. オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 件 名 □□□□□
- (2) 仕 様 等 仕様書のとおり
- (3) 履行又は納入期間 契約締結日から平成○○年○○月○○日までとする。
- (4) 履行又は納入場所 東京都大田区羽田空港3-3-1 東京国際空港第三庁舎
関東地方整備局 東京空港整備事務所
- (5) 電子調達システムの利用
本件は紙媒体による方法のほかに仕様書等の配布（ダウンロード）を電子調達システムにおいて行う対象案件である。

2. 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、競争参加を希望する地域を「関東・甲信越地域」として競争参加資格を有している者又は当該競争参加資格を有していない者にあつては見積書提出期限までに競争参加資格の認定を受けていることを証明出来る者であること。
- (3) 見積合わせの時に関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3. 問合せ先

〒144-0041

東京都大田区羽田空港3-3-1 東京国際空港第三庁舎
関東地方整備局 東京空港整備事務所 品質管理課 契約審査係
電話番号：03-5757-2075 FAX番号：03-5756-4944

4. 仕様書等の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

平成 年 月 日 () から平成 年 月 日 () までの土曜、日曜及び祝日を除く 9 時 15 分から 18 時 00 分まで

(2) 配布場所

①紙媒体

上記 3. に同じ

②電子調達システム

<https://www.geps.go.jp/>

5. 見積書の提出方法、期限及び場所

(1) 提出方法

紙媒体（別記様式 3 参照）により、持参、郵便又は「民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）」第 2 条第 6 号に規定する信書便にて提出するものとする。

(2) 提出期限

平成 年 月 日 () 時 分 (必着)

(3) 提出場所

上記 3. に同じ

6. 見積合わせの日時及び場所

(1) 日 時

平成 年 月 日 () 時 分

(2) 場 所

上記 3. に同じ

7. 見積書の記載金額

見積書には、調達に要する一切の費用の合計金額を記載すること。

なお、消費税及び地方消費税に係る課税事業者は消費税及び地方消費税を含めた金額を記載すること。

8. 契約の相手方の決定方法

(1) 有効な見積もりを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の見積価格で、当所に最も有利になる見積もりを行った者を契約の相手方とする。

(2) 契約の相手方となるべき同価格の見積もりを行った者が二人以上あるときは、くじ引きで決定する。参加することができない場合は、その者に代わって当所の契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(3) 見積合わせの結果は、契約の相手方に決定した者のみに通知し、後日、当所閲覧室及びホームページ上で公開する。

9. 契約保証金の納付
免除

10. 契約書の作成又は請書の提出の要否
要 または 不要

11. その他

- (1) 当所の都合により見積合わせを取りやめることがある。
- (2) 契約の相手方と決定された者は、納入物品がある場合には決定後速やかに内訳書を提出すること。
- (3) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 詳細は、「関東地方整備局東京空港整備事務所オープンカウンター方式試行実施要領」及び公示並びに仕様書による。

以 上

仕 様 書 等 受 領 書

件 名 _____

【受領記録欄】

受領者の住所	
氏名（法人等名称）	
担当者氏名	
電話番号	
F A X 番号	
電子メールアドレス	

- (注) 1. 仕様書等の受領を希望する方は、この用紙に必要事項を記入のうえ、関東地方整備局 東京空港整備事務所 品質管理課に提出してください。
2. 電話番号、F A X 番号は、確実に連絡の取れる番号を記入してください。
3. 名刺で内容が確認できる場合は、記入に代えて名刺をお渡してください。

見 積 書

契約名 ○○○○○○○○○○○○○

見 積 金 額	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(ただし、消費税及び地方消費税に係る課税事業者は消費税及び地方消費税を含む。)

関東地方整備局東京空港整備事務所オープンカウンター方式試行実施要領及びオープンカウンター方式による見積依頼の公示を承諾の上、上記のとおり見積します。

平成 年 月 日

住 所
称号又は名称
代 表 者

分任支出負担行為担当官
東京空港整備事務所長 殿